

ZENKOKU 青税連

1990・11・1

全青税第23回定時総会 さっぽろ大会

新会長に小池幸造会員再選

No.88

全国青年税理士連盟

東京都渋谷区千駄ヶ谷5-21-12

代々木リビン303号

TEL 03(354)4162

発行人 会長 小池 幸造 編集人 広報部長 勝 又 和 彦

No.88 CONTENTS 1990.11



改正商法研修会・大谷講師(上)と会場



○全青税第23回定時総会 さっぽろ大会報告
..... 3～4

○会長あいさつ 全国青年税理士連盟
会長 小池 幸造... 5～6

○新役員のなかから..... 7～14

○書籍紹介・
青税版「税理士業務必携」...14～15

○討論会・SYMPOSIUM'90.....15

○さっぽろ大会スナップ集.....16

全青税活動報告

平成2年9月2日(日)・3日(月)

第1回 理事会開催
役員研修会

講 師 朝日大学教授 石村耕治
テーマ 納税者番号制について

(於：三井アーバンホテル大阪)

平成2年9月8日(土)

全青拡大商対委員会 (於：東京税理士会館)

平成2年9月27日(木)

改正商法研修会 (於：東京税理士会館)

講師：大谷禎男参事官

151名の参加者により有意義な研修会
となった。(上の写真)

平成2年10月21日(日)

第一回常務理事会開催

(於：神奈川青税事務局)

全青税第23回定時総会 さっぽろ大会報告

前回の定時総会、さいたま大会は台風の歓迎を受けた。今回のさっぽろ大会でも、大会当日、台風が関東地方に上陸するかもしれないと報道されていた。今や、全国青税の定時総会は地球的規模で考えなくては行けないのかもしれない。

大会実行委員はそのあたりを十分認識していたのだろう。定時総会の前に行なわれた特別講演では、早房長治氏の「激動するヨーロッパと日本」と題した、国際的な視野に立つものであった。まさに全国青税の定時総会の特別講演にふさわしいものである。

第23回全国青年税理士連盟の定時総会、さっぽろ大会は、特別講演の後、休憩をはさんで行なわれた。執行部は十分時間をかけ、準備して総会を迎えたのである。

しかし、いくら十分に準備をしても、万全であるかどうかはわからない。

古橋猪久磨君(埼玉)の司会で総会は始まった。議長が選任される。斉藤俊介君(千葉)、小島善弘君(名古屋)そして植田卓君(近畿)の三君である。議長挨拶のあと審議が始まった。会員の真摯な質問に執行部は緊張している様子がわかる。一号議案、二号議案、質問者は、執行部の答弁に十分納得できただろうか。

しかし、三号議案(役員改選の件)が、小沢岳

彦会長等推薦審議委員長(東京)より提案され、満場の拍手をもって認承されると、会場全体に一瞬の安堵感が走る。旧執行部の皆さん、ご苦労様でした。新執行部の皆さん、これから1年間がんばって下さい。

新役員の紹介と、小池新(?)会長の挨拶の後、四号議案、五号議案と審議が続く。これらは、これから一年間の全青税の活動指針となる重要な議案であり、新役員はこれらの議案が承認されて、とりあえず、胸のつかえがおりたことだろう。

さて、定時総会最後の六号議案である、大会宣言採択の件が橋山直樹君(岩手)より力強く提案され、盛大な拍手で承認され、すべての議案の審議が終了した。

その後、本年七月に誕生した熊本青税の紹介、来賓の挨拶があり、定時総会は無事終了となった。

大会の夜は恒例となっている懇親会である。大広間に、会員の家族もいっしょになり食事とクイズショー等で楽しい時間を過した。懇親会は会員の家族サービスの一つともなっていると思うが、今回の企画はどうであったろう。子供さんたちにも楽しんでもらえたのではないだろうか。

翌日以降は、北海道観光である。7つのコースに分かれているが、夏の北海道、天気にも恵まれて、楽しい観光になったと思う。



開会の辞 東京青税粕谷会長



早房長治先生の特別講演

今回の大会をふり返ってみると、大会の担当青税が、地元以外の場所で行うという新しいところが注目されるどころだ。このような方式は、担当青税は大変だろう。今回は東京青税が担当であった。地元以外の場所で大会を行うことは大変な苦労もあるが、しかし、新しい方式として、今後もおもしろい企画を期待できるのではないだろうか。そう、沖縄もなかなかよいですよ。

ともあれ、東京青税の皆さんご苦労様でした。次の大会は「杜の都」仙台です。全国の青税会員の皆さん、来年は七夕飾りに願いを書いて、仙台の空に飾りに行きましょう。



賛成多数 可決



小池幸道会長あいさつ



熊本青税の紹介

高浜三喜夫会長のあいさつ

《大会宣言》

全国の青年税理士の組織である我々は、税理士界の本流であり良心であるとの自負のもとに、税制・税務行政の在り方はもとより、国民生活や中小企業の経営、税理士制度に影響のある動きにたいして、平和・基本的人権・国民主権をうたうわが国憲法に則して不断に追及していく。

本日全国から、札幌の地に結集した全国の青年税理士は、第23回さっぽろ大会定時総会の名において、次のとおり宣言する。

1. 「税理士法改正に関する基本要綱」の理念にそって、国民のための税理士制度の確立をめざし、現代的視点にたった新たな税理士法改正に向けて活動しよう。
1. 税務行政の強権化に反対するとともに、税務行政手続き適正化の法的保障である「税務行政手続法」の制定に向けて活動しよう。
1. 国民生活と中小企業の経営を圧迫し、租税

制度と税理士制度を根底から揺るがす「消費税」を廃止させよう。

1. 中小会社の切り捨てと、税理士制度の変質をもたらす商法改悪に断固反対しよう。
1. 国民や中小企業に、負担と犠牲を強いる不公平税制を是正しよう。
1. 権力を背景にした国税幹部職員の不当な天下りを糾弾しよう。
1. 日税連の会務運営を民主化させるために、規約ならびに機構の改革を求めて活動しよう。

我々青年税理士連盟は、さらに活発な日常活動を行い、組織を拡大強化し、以上の目的を達成するために奮闘する。

1990年 8月 5日

全国青年税理士連盟
第23回さっぽろ大会
定 時 総 会



会長あいさつ

全国青年税理士連盟

会長 小池 幸造

はからずも2期会長を努めることになりました東京青税所属の小池幸造でございます。

ここ数年の世界の流れをみてみますと、世はまさに経済のボーダーレス化にすすんでいます。この激流は誰もとめようがありません。しかし、この世界経済の流れの中でわが日本だけがとり残されようとしています。

税制に眼を転じますと、ここ数年の税制の改正はめまぐるしいものがあり、国民生活に大きな影響を及ぼしてきています。

このような状況のもとでも、わが税理士法は10年前と変わらずに存在しており、まさに世界経済のなかの日本と同様な感があります。

今年度の事業計画の一番の諸施策として税理士法改正に向けての諸活動を行うことをとりあげました。

ところで、わが税理士法は果して誰のために存在しているのでしょうか。われわれ税理士のために存在しているのでしょうか。現行税理士法のどこに税理士の権利がうたわれているのでしょうか。

代理権は明確にされていない。自主権は無い。これはいったい何故なのでしょう。

それは、現在の税理士法は基本的には税理士に対するオカミの管理立法として存在しているからです。

確かに税理士界内においても税理士法改正の気運が高まっています。しかしその中身をみますと代理権や自主権の問題をとりあげているわけではありません。「税理士法人」などの業務に直接関わりのあることに関心が集っています。この「税理士法人」についてもさらに関心はわかれ、税理士の家族や従業員の生活に重点をおいた「事業承継」的なものや、顧問先に対する「サービスの継続性」に重点をおく場合などにわけられます。「税

理士法人」といっても論者によってはその重点が異なっています。

「税理士法人」の検討が不要とはいませんが、現行税理士法の本質的問題点とはいえません。

青税は、税理士制度の発展・強化を目指しています。税理士法制度の真の発展は、「税理士法人」などに求めるのではなく、まず第一に自主権の確立、代理権の確立に求めるべきです。これを怠っている税理士法改正運動は、国民のための税理士法改正運動とはいえません。

税理士法改正運動の基本は、まず税理士制度は国民のためのものであるという視点に立たなければなりません。

そして、この立場にたつならば、税理士法は、もちろんオカミのためのものではなく、われわれ税理士のためでもなく、国民のための税理士法でなければならないのです。

この視点に立ってこれから一年間税理士法改正のための諸活動を行っていきます。

次に、今年度は事業計画の2番目に掲げましたが、税務行政手続法の制定にむけての諸活動を行っていきます。

税理士界では、税理士法改正と同様に税務行政手続法制定の気運も高まりつつあります。

この税務行政手続法の基本的視点は、税理士法と同様、国民のためのものとする内容でなければなりません。

ともすれば、形だけの税務行政手続法制定で、中身はオカミに都合の良いもの、となりかねません。

また、日税連の税審では、「税務行政が国民の権利を侵害しているとは思われぬ」などという現実の税務行政の実態を無視した意見も見受けられます。

全国青税では、国民のための税務行政手続法の制定にむけて、この一年間諸行動を行っていきま

す。
第三次商法「改正」については、計算書類の登記所での公開・会計調査人制度・取締役の責任強化は積み残しとなり、重要な項目ではおよそ最低資本金についてのみが改正されました。全国青税では、この第三次商法「改正」には終始一貫して反対してまいりました。このような「改正」結果となりましたのも、会員の皆様のご協力があつたからこそ思っております。

ふりかえてみますと、中小会社に対する「外部監査」構想は当初から「理論」性がなく、それゆえ、「商法監査問題研究会」の「調査問題検討研究会」のいずれもその結論が得られず両研究会とも三案が提示されるにとどまりました。

この「外部監査」構想の致命的な欠陥は、「一応」の理論構築までしか法務省サイドでできなかったことにあります。実現可能性を大前提とし、そのために業界（税理士会・公認会計士協会）に基準等の作成などの協力を要請したことがかえってウラ目に出たといえます。これは法務省が自ら泥々した部分に自ら手をつけたくなかつたためでしょう。同時に、業界が基準を作成してくれば実施にあたって問題点が生じた場合、法務省は、「自分達で作成した基準ではないか」と責任転嫁できると考えていたのでしょう。

また、実現可能性を大前提としたあまり、税理士制度をよく理解しないまま、その担い手に「税理士はどうか」と提案したことにも致命的な欠陥がありました。それは、税理士制度と税理士の「会計能力」を混同していたことです（意図的に混同させていたとも言えますが……）

税理士は税理士法第1条に規定されているとおり「税務の専門家」なのです。制度上は「会計の専門家」ではありません。つまり、「税法の専門家」なのです。それゆえ、弁護士が税理士登録ができるわけです。

税理士の「会計能力」は、「納税義務者の信頼に応え、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図る」（税理士法第1条）ために必要とされるものであります。したがって、制度上はあくまで「税務の専門家」たることを遂行する範囲内の「会計能力」にしかすぎず、債権者

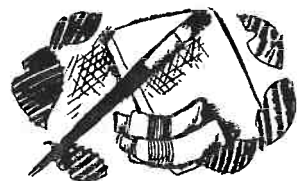
保護を目的とした計算の明確化・適正化のためのものでは到底ありません。この点を多くの調査制度導入積極論者は（意図的に）混同していたものと思われま

す。
消費税問題については、巷では「定着した」などといわれていますがとんでもありません。消費税問題はこれからが正念場です。導入時の抵抗を少なくするために、税率3%・簡易課税・免税点・限界控除などが導入されていますが、税率の問題ひとつとってもこれが10%程度になったときはいったいどうなるのでしょうか。今の3%でやむを得ず認めざるを得ないというのが現状なのです。消費税法が導入・実施されているのだからこのままでよいとする考えは、あまりにも皮相的です。全国青税では、消費税の廃止を目指してこれからも諸活動を行っていきます。

また、納税者番号制の問題については、青税が税理士界ではいち早くとりあげた問題です。納税者番号制を政府税調納税者番号制等小委員会報告のように考えると、あまりにも行政の便宜に資するためだけのものとなってしまいます。行政は国民のための行政であって、行政のための行政ではないのです。納税者番号制を考えるうえでは、国民の「現代的プライバシー権」の確立にもとづく情報公開・情報保護などの制度化がまず第一なのです。全国青税では、人権侵害につながる「納税者番号制」について、反対の立場でこの一年間活動していきま

す。
私も、青税に入って15年経ちました。現在40才です。意に反して二期会長をやることになりましたが、あと一年、悔いを残さず全力をふりしぼって青税活動を続けていく所存です。

どうか、これから一年、よろしくご協力のほどお願い申し上げます。



“MAS”、事業承継問題等をテーマに実行することは、会員の増強にも繋がるものと存じます。

今、考えていることは、大会の開催プログラム等地元発行の新聞に広告を掲載して、仙台青税会員以外の方々にもシンポジウムに参加して頂けたらなど……。

最後に、全国11番目の政令都市としての変貌を見て頂きたく、多数の参加を心からお願い申し上げます。



131,500円の行方

副会長 大石 敬
(埼玉)

この度、副会長に就任しました埼玉青税の大石敬です。埼玉青税の代表幹事との兼任になります。私は、58年の税理士試験合格以来青税に参加しておりますので、青税活動は6年半になります。

本年度の活動のひとつの柱に税理士法がありますので、税理士法や関連の会則にもとずいて自己紹介をします。

私の税理士事務所は、埼玉県草加市にあります。したがって、私は、「関東信越税理士会」（以下「関東信越会」と略す；「関信会」と略すと新潟の会員から“越が抜けている”とクレームがくるので注意）の会員となり、同会会則第67条により年額55,000円の会費を負担しています。また、関東信越会には、県支部連合会という組織があり、私は、「関東信越税理士会埼玉県支部連合会」（以下「埼玉県連」と略す）という非常に長い名称の会員でもあり、同会規約第30条により年額28,000円の会費の負担をしています。さらに私は、「関東信越税理士会川口支部」（以下「川口支部」と略す）の会員であり支部規約第30条により支部会費を年額48,500円を負担しています。

すなわち、税理士大石敬は、関東信越会、埼玉県連、川口支部の3つの会員であり、年会費合計131,500円を負担しているわけです。（県連組織があるため全国的にみて高いのではないかと考えています）蛇足ではありますが、税理士大石敬は、日本税理士会連合会の会員ではありません。

今年1年間青税で、税理士法、税理士制度を考えていくわけですが、日税連等の動向にも常に注

目し、私の負担した131,500円がどのように使われているかも検討したいと思います。

1年間よろしく申し上げます。



小池会長のもとで

がんばります

副会長 佐藤 寿
(神奈川)

私は本年度全青税副会長に任命されました神奈川県青税会員の佐藤寿と申します。今年一年全国を回り各単位青税の方々と楽しい会合をさせていただきます事をうれしく思いつつ就任の御挨拶をさせていただきますのでどうぞよろしくお願い申し上げます。

さて昨年は消費税と商法問題に明け暮れましたが本年はこれらの問題に加えて税理士法改正問題がクローズアップされます。

税理士会の中で試験合格者の比率が年々減少しつつある現在税理士法改正問題に真剣に対応していかねばならないと思います。全青税にとりましても会員数の比率の減少は必然的です。

このままでは年々先細りとなり青税の意見、主張は少数派となり、その影響力は低下します。

これらのことは各地の青税会員も衆知の事であり税理士法改正問題について強い関心を抱いている事でしょう。

私はこの問題を考える時昨年日本にお招きしました西独のメッカーズホフ氏の講演内容を思い浮かべます。自主権獲得そして自由職業人の連合体とその連合体が国に対して有する強い影響力のお話は日本の税理士会の将来に対する指針となるものでありましょう。

理想と現実との深い溝の中で今全青税がやらなくてはならない事はその力を将来に準備して蓄積する事だと思っています。

今年一年小池会長のもとで頑張ります。



問題に真正面から

取り組んで行く！

副会長 平野 信吾
(東京)

副会長に留任となりました東京青税の平野です。

さっぽろ大会では多くの方々にご協力いただき本当にありがとうございました。反省すべき点もありましたが無事終える事ができて今はホッとしています。大会中の不手際やいたらなかった点につきましては実行委員会としてこの紙面をお借りしてお詫びいたします。

消費税と商法「改正」は一段落しましたが終った訳ではありません。むしろこれを契機として本格的な税制論議が始まろうとしています。国会の「附帯決議」、日米構造協議の対日要望等によって公開・監査問題は増々緊迫してきます。

さらに、これから本腰を入れて活動する問題に納税者番号制と税理士法改正、行政手続法があります。どれもまず問題点を理解することから始めなければなりません。役員だけでなく全会員に広めて行き、すべての税理士に関心を持ってもらいたいと思います。又、これらは極めて政治的な問題でもあります。国民と国会議員の理解も必要となります。

現代社会に一税理士として生きる事で何と多くの問題に直面することであろうか。それらを回避せず真正面から取り組んで行くのが“専門家の義務”であると自身に思っています。

ほんのささやかではありますが、会長はじめ、各部長、委員長に協力しながらこの一年勤めさせていたきたいと思います。



日本税制を外側から もとらえたい!

副会長 村上 和 隆
(名古屋)

今度、全国青年税理士連盟の副会長に就任致しました名古屋青年税理士連盟の村上和隆でございます。

昨今、外国の税務行政及びそれに関する税理士業界を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。当然のことながら国の税務行政は日本国内に限定されてはいますが、税務行政の変化、税法改正の動きは、国内の経済・社会等の変革に影響を受けるだけではなく、ソ連のペレストロイカ、東西両ドイツの再統一、ベルシャ湾岸における中東問題など、世界規模の経済全体の動きにも影響を受けています。

バブル経済とも言われる中で、株式は相当高値修整がなされましたが、土地問題においては、日本的な特殊事情が前面に押し出され、政府としても、土地税制に関しては手を換え品を換え改正につぐ改正を行なっていますが、今までのような税制改正では地価の抑制が出来るとは、とても考えられません。政府は新土地保有税を新設し、これによって土地の供給や有効利用を図ろうとしています。これとて土地の基本的構造問題にメスを入れることはできません。特に土地問題に関しては、大企業・中小企業・地主或いは土地を持たない人等どの立場に立つかによって、その見識は相当なギャップがあります。したがって、どの立場に立つかという問題ではなく、借地借家法、建築基準法、都市計画法等を内包したグローバルな見地から解決の糸口を見出す時期にきていると思われれます。ともすれば細かい業務に追われる毎日になりがちな私ですが、この青年税理士連盟の活動を通じて、一年間日本の税制を内側ばかりではなく、外側からもとらえていけたらと考えております。



1年間頑張ります

副会長 佐々木 辰 雄
(岐阜)

この度、全青税第23回さっぽろ大会総会において副会長に選任されました佐々木辰雄です。余りの大役に身の引き締まる思いであります。

私の所属する岐阜青税は、会員数60余名で親睦と研修を中心として活動しております。

岐阜は東京から2時間30分、大阪から1時間30分、名古屋から30分と時間的には近い距離で、場所的には全国のほぼ中央に位置しております。しかし、岐阜青税と全青税の距離はもう少し遠く、全青税経験のほとんどない私には全青税はもっと遠い存在に感じます。

今まで全青税活動に関心のなかった私ですが、副会長の大役を全うするために、この1年間税理士として何を考えどのように行動していくのか真剣に取り組みたいと思います。私に与えられた責務であると思います。また、その結果として私と全青税、ひいては岐阜青税と全青税の距離を近づ

けることができると確信いたします。

税理士を取り巻く環境はますますきびしい状況下にあります。私達青年税理士は、国民のための税理士制度の発展・強化と青年税理士の明日のために力を合わせ協力し、努力してゆかねばならないと思います。

最後になりますが、会員皆様のご指導ご協力をお願い申し上げます。



熊本青税をよろしく!

副会長 高 浜 三喜夫
(熊 本)

はじめまして、熊本青年税理士連盟はさる7月12日に発足したばかりのホヤホヤの会であり、私自身も代表幹事に選出されはしましたが、まったくの手さぐりの状態です。

ただ、8月に行なわれた第23回さっぽろ大会に参加して、気がねのない自由な雰囲気大いに感動し、また、多くの青税の役員の方々及び会員の方々を知り合いになったことで私も少し自信ができたところです。

熊本青税は現在10名の会員で構成されており、会としてはまだまだ小さいので、何よりもまず、会員の拡大に最大の努力をはらわなければならないと思っています。

より多くの方々に青税を知ってもらわねばなりません。そのためには何としても第25回熊本大会を実現することによって会員拡大のパネにしたいと思っています。

地方に住む我々にとって、いちはやい情報は何よりもかかせないものです。青税は我々にその貴重な情報を与えてくれるものなのです。青税とのかかわりの中らさまざまなことを学んでいきたいと思っています。

新執行部の副会長に選出され、何もわかりませんが、熊本青税をこれから大いに発展させていきたいと思っています。

生まれたばかりの熊本青税をよろしく申し上げます。



一年ヨロシク 頼ンモンド

副会長 富 永 修
(鹿児島)

開業して3年半が過ぎた。開業と同時に青年税理士クラブに入会し、今年6月から会長を引き受けた。やっと税理士会、青年税理士クラブの組織が解ったところである。税理士の業務や使命については、知っているつもりだが、会長になり組織を動かすとなると困ってしまう。前会長より御指導を頂きながら、なんとかやっているというのが本音である。

現在の鹿児島島の活動状況を述べると、先づ第一が勉強である。

税理士の使命の一つは、日本の申告納税制度を支え、国の財源確保にある。昨年の消費税率導入に関しては、賛成・反対はその税理士個人の問題として何回となく勉強会をもった。税法に関する勉強会は署も交えて行っている。また業種ごとの勉強会は、その道の専門家を講師にお願いする場合もある。

第二が地域との交流である。

これは昨年より鹿児島県法人会と接点を持ち、今後の方針等ははまだ明確でないが、協力し合うことになっている。今年11月には法人会主催のパネルディスカッション(税を知る週間の催しの一つ)に代表を送ることになっている。

第三は遊びである。

毎年税理士会の行事でソフトボール大会があるが、青税チームとして出場している。成績は想像にお任せする。また今年より、私が遊びを好きなこともあり、勉強会を減らして遊びを多くしたらという提案をし、その第1回として1泊付ゴルフも10月に予定している。その他旅行等も会で行いたい、会員の同意があるか、否か。地域性もあり酒を入れての話し合い(勉強会)を多くやりたいと考えている。

以上、現況を述べた。全国の会の活動等は、送付されてくる文書、昨年の埼玉大会、今年の北海道大会等で知ることが出来た。鹿児島とは雰囲気が違うところも感じているが、私は鹿児島の今日までの動き、立場を顧みながら、それにちょっとわ

がままを加えて行動しようと思っている。自分の性格はNHKのドラマの人物を借りて表現すると大久保さんよりは西郷さんよりかな、と思っている。

全国の執行部の皆さん、今年1年、ヨロシク、頼ンモンド。



各部活動状況を 報告して下さい!

総務部長 白坂 博行
(東京)

第23回全国青年税理士連盟の定時総会、さっぽろ大会で、総務部長に就任した東京青年税理士連盟の白坂です。

全国青税では前年度法対策部長をなんとかつとめさせていただきましたが、十分その職務をつとめることができたかどうか、自分ではやり残したことが多いと思っていました。

しかし、このたび就任した総務部長では、やり残すことができないことばかりが、職務範囲ですから、責任の大きさを痛感しております。

では総務部長は何をするのかということですが第一は、理事会又は常務理事会の開催に支障をきたさないことでしょう。そのため、各単位青税の理事会等の開催担当者との連絡を十分とり合うことが重要となりますが、そのために電話を多用することになりますので各担当者の方よろしく願いいたします。

また、各部各委員会の活動状況を把握しておくことも、総務部長の仕事の一つと思いますが、本年度の各部長・委員長諸氏は、しっかりした人ばかりですから、各活動状況の報告を自発的に総務部長まで連絡してくれるものと確信しております。

あと、これら事項の会長への報告ですが、これが一番簡単そうで、実は一番やっかいな問題と思われれます。簡単なこと程、実は一番大変なものなのです。

ともあれ、今年1年間、ガンバりますので、ご指導・ご協力よろしく願いいたします。



活動を財政面から バックアップ!

経理部長 大澤 慎一
(神奈川)

去る8月5日の第23回定期総会にて経理部長をおおせつかりました。昨年の広報部長に引き続き小池執行部のお手伝いをさせていただくのは2年目ですが、私自身所属単位会の神奈川でも経理部長の経験がないため、まったく未知の仕事に頭を痛めています。

これから1年間小池会長を中心として制度、研究、厚生にと執行部はフルに活動をしていくことと思いますが、「税理士会の良心」という言葉に恥じない活動が展開できるよう、財政面からバックアップ出来ればと考えています。

限られた収入の中で突発的な支出にも対応可能な経済的裏付けを確保していくことは容易ではありません。不要、不急の支出はなるべく抑えていただき、承認された事業計画の全てが円滑に執行出来るよう可能な限り頑張るつもりではありますが、場合によっては全国の皆様に特別にご協力をお願いすることもあろうかと思ひます。

いずれにいたしましても、一人では何も出来ません。全国の皆様のより一層のご支援ご協力よろしく願いいたします。



各単位会の研究成果を 発表して下さい

研究部長 浅岡 勇夫
(名古屋)

このたび研究部長に選任されました名古屋青税の浅岡です。

地元の名古屋青税の会員からは、一番似つかわしくない者が研究部長になったものだ、との声が聞えてきそうです(当然名古屋青税では研究部なるものに一度も籍を置いたことはありません)。

全国の皆さん、この名古屋青税会員の心配の声をお聞き頂き、是非とも全青税研究部活動にご協力下さい。

研究部の役割は、各単位青税の研究成果を全国の会員に発表し、それを青税会員の共有財産とす

ることと考えます。

一方、秋季シンポは、共有財産たる研究成果を会員が深く理解し、また、より精緻なものにする場だと考えます。税理士として税法を熟知することは当然のことですが、ただ一人の考えだけでは手に負えない問題が生じてきているのも事実です。

本年の秋季シンポは、一人だけでは手に負えない問題、タイムリーな問題、重要な問題からテーマを厳選し、内部ばかりでなく、外部からも発表を切望されるようなものにしていきたいと思っておりますので、一人でも多くの会員の参加と、ご協力をお願い致しまして、新任のごあいさつと致します。



多くの会員の意見の場 としての会報を！

広報部長 勝 又 和 彦
(東京)

全青税第23回さっぽろ大会において、広報部長に選任されました、東京青税の勝又です。

全国青税の仕事は、今回が初めてで何もわかりません。まして広報部長ということで大変ビックリしております。

小池会長をはじめ諸先輩がたの、御指導をいただきこの1年間がんばりたいと思いますので、よろしくお願い致します。

全青の広報誌が、多くの会員の皆様の意見の場として活用され、又、消費税問題・商法改正問題・納税者番号制問題等、税理士業に深く係りのある諸問題について、会員の皆様に常に適切な参考となる情報を提供できるような広報誌を発行したいと考えております。

単位青税ごとの出来事、意見、活動状況等を広く全国の会員に提供できるようにしたいと思いますので、意見・随筆・論文等、何でも結構ですから寄稿を切にお願い致します。

又、全青税の理事会が、毎月いろいろな地で行われていますので、積極的に参加し多くの先生がたの意見を拝聴したいと思っております。

小池執行部の一員として微力ではありますが、精一杯勤めさせていただきます。会員の皆様の暖かい御協力を是非お願い致します。



組織の拡充・強化を！

組織部長 岸 忠
(近畿)

札幌で開催された、第23回定時総会で組織部長に選任されました岸です。全青税の部長として、私なりに精一杯がんばりますので宜しくお願いします。

我々を取りまく、経済的・社会的環境は年々厳しさを増しております。税制改革・商法改正・納税者番号制・税務行政の適正手続・税理士法改正等の諸問題に対して今、我々青税会員が何をしなければならないか？

組織部は、いうまでもなく組織の充実と拡大・強化を図る事が使命であります。本年度は各単位青税との連携をより密にし、各単位青税の交流を深め、相互のノウハウ・その他の種々の情報交換・情報収集を行ないつつ、組織拡大・充実を図っていききたいと思っております。

また組織の拡大・強化については、未組織、あるいは未加入の地域の若手グループや勉強会グループとの接触を図り、交流を深め、全青税の魅力を訴え、青税未入会の地域の単位連盟に、また単位連盟が結成されていない地域は個人会員として入会していただける様、着実に一步一步組織拡大に向って努力したいと思っております。

組織の拡充・強化は私個人の力では到底成し得るものではありません。副部長・部員はもとより会員の皆様の御協力・御支援をお願い申し上げます。



積極的なご意見を

法対策部長 岩 田 俊 一
(東京)

昨年度の総務部長から引続き法対策部長に選任された岩田です。

全国青年税理士連盟は、厚生・研究・制度の三本柱を中心として諸活動を行っていますが、その中の制度担当が法対策部となります。法対策部は、法対策部内に設置された各特別委員会が具体的な

活動を行うこととなります。今年度の特別委員会は、商法対策委員会・税制対策委員会・納税者番号制委員会・土地税制対策委員会・税理士法対策委員会・適正手続き委員会・争訟対策委員会等の委員会の設置（既に設置されている委員会もあります）が予定されています。これら特別委員会が掌握できないタイムリーな制度問題については、法対策部として活動して行くこととなります。

本年度は、小池会長がさっぽろ大会で報告した事業計画を中心として制度問題について取り組んで行くこととなります。従来からの制度問題ももちろんの事、とりわけ税理士法基本要綱を理念にした税理士法の見直し、行政手続き法制定へ向けての諸活動、土地税制を中心とした税制全般の研究提言に重点をおいて活動して行くこととなりそうです。

全国青年税理士連盟は、各単位青税からの積極的な意見が集約され、理事会・常務理事会で承認されて諸活動を行うこととなります。法対策部は、皆様からの積極的な意見をお待ちしております。また、新しい情報については、収集次第各単位青税の代表にお送りするよう努力致します。



中小企業と 税理士のあり方

商法対策委員長 鈴木 雄 幸
(千葉)

「中小企業の経営者が最も信頼をよせているのは誰か」というアンケートの結果を以前何かの雑誌で読んだことがある。残念ながら詳細のほどは忘れてしまったが、最も信頼をよせられていたのが税理士であったということだけは、はっきりと憶えている。これは、我々の日常の仕事を考えれば当然の結果といえるだろう。税理士はその名が示すとおり税務の専門家である。だが、現実の我々の仕事は税務にとどまらずその範囲は経営問題、労務問題をはじめ経営者自身の身上相談にまで及ぶこともしばしばある。税理士のもう一つの姿は、中小企業にとってのトータルアドバイザーであり、また、経営者のよき相談相手であるということも事実なのである。それだけに、我々税理士ほど中小企業のおかれている現実を知るものはいないのではないだろうか。

ところで、昨今の中小企業に対する世論の風当たりはかなりきびしいものがある。それにもかかわらず、中小企業のおかれている現状を理解しているもの、あるいは中小企業にも多くの良識ある経営者のいることを知る人は案外少ないのではないだろうか。また、このことは、今回の商法改正問題についてもいえるだろう。

今回の改正では、「登記所における計算書類の公開」「会計調査人による調査」は見送られたものの「最低資本金制度の導入」をはじめ見過ごすことができない改正が行なわれることとなった。だが、今回の改正は、はたして中小企業の現状を正しく認識したうえで行なわれただろうか。今時の改正を含め現実を無視して行なわれたのであれば立案者の意図はどこえやらという結果にもなりかねない。なるほど「法の美学」なるものは存在するのかもしれない。しかし、一方では動かすことのできない「現実」があるということも忘れてはならない。

今回の商法改正問題もさることながら、中小企業に対する正しい認識を世論にうたえていくことも我国税理士の重要な仕事であるといえるのではないだろうか。そして、これはまた、中小企業の経営者の信頼に応えるベストな方法でもあるのではないだろうか。



まず固定資産税の 内訳書添付から

税制対策委員長 辻 村 祥 造
(神奈川)

法対策部の一委員会として活動を始めますが、何しろ同部のもとには七つもの委員会がありますので、お互いの縄張りを意識の内側に保ちつつやってゆかなければなりません。

もっとも全国青税の法対策部がこれだけの委員会を擁するのは、その活動が広範、多岐にわたる。また、なんでも手がけてやろうという青税精神のあらわれと考えております。

さて当委員会は、前事業年度における消費税対策委員会を、もう一度わが国の税制全般より大型間接税である消費税を見直してみる必要があるのではないかの意見から、前委員会を拡大させ税制対策委員会としたものです。

消費税は最近の日米構造協議による、わが国の350兆円にのぼる公共投資の約束など、いよいよその本性を現すための外部環境が着々と整えられつつあります。この流れを見据えて、今後の活動をおこなってゆきたいと考えております。

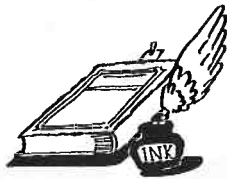
もうひとつ、重要な問題として、横浜市が全国の主要都市に先駆けて、固定資産税の納税通知にその課税資産の内訳明細を添付した問題があります。

このことによって横浜市が過去におこなった課税処分への誤りが次々と納税者より指摘された(件数959件、誤納額1億2800万円)のでした。

しかし、賦課々税方式における課税の適正手続の観点から、また税務情報の公開の観点からも非常に評価されるべきものと考えられます。

当委員会はこの固定資産税の納税通知に、その課税資産の内訳明細を添付する、いわゆる横浜方式を、全国の地方自治体においても採用するように働きかけてゆきたいと考えております。

各単位青税の皆様のご協力をお願いいたします。



新たな運動の出発点に

税理士法対策委員長

益 子 良 一

(神奈川県)



はやいもので税理士法が改正されて10年がたとうとしています。全国青税はその当時税理士法改悪反対にむけて運動をくりひろげていました。

あれから10年……。資格取得制度が変わったことによって、ここ10年間で、署出身の税理士の数が非常ないきおいで増加しております。

ここで今一度現行税理士法の内容と問題点の学習することによって、新たな税理士法改正にむけての運動の出発点にしたいと思っております。

とくに、税理士法改正を考えるにあたって税理士会の叡智を集めて作られた「基本要綱」があります。

「基本要綱」は古いという人も中にはいますが「基本要綱」は、国民のための税理士制度の確立を目指して、「自主権の確立」など、非常にすばらしい理念をうたいあげています。

本事業年度の当委員会は、現行税理士法の内容や問題点を認識してもらい、あわせて、国民のための税理士制度の確立にむけて、税理士法改正の機運を高めていく活動を行いたいと思っておりますので協力の程よろしくお願いいたします。

〈書籍紹介〉

青税版

税理士業務 必携



1980年に税理士法が「改正」されて以来、既に10年が経過しています。この間のわが国の経済は大きく変化してきました。国際的にも経済のボーダーレス化がすすみ、商品・労働力・資本の流通に障害となるものが、ひとつひとつ取り除かれてきています。

そのような経済活動の激しい変化の中で、税制も大きく変化し、国民生活に大きな影響を及ぼしてきています。まさに経済の動きが税制に影響を

及ぼしてきているのです。

しかし、わが税理士法は10年前と変わらず、積み残されている自主権・代理権の確立などの問題だけでなく、経済およびその反映である税制の激しい変化に対応しきれない部分も生じてきました。また、1980年の税理士法「改正」後に、多くの方々が税理士になってきています。

今、ここで改めて現代の視点で税理士法をみつめなおすとともに、税理士会の英智を結集した「税理士法改正に関する基本要綱」の理念を再確認するために、当連盟は「青税版・税理士業務必携」を刊行することとなりました。

さらには、現実の税務行政の執行が、国税庁・「税務運営方針」といかに乖離しているかを認識するためにも、また、国税庁・「税務調査の法的知識」がいかに国民の立場からでなく、行政メ

討 論 会

SYMPOSIUM '90

〔統一テーマ〕

“大いに語ろう！ 青税仲間と”

と き：H 2 年11月17日(土)～18日(日)

ところ：愛知県労働者研修センター（定光寺自然休養林内）

全青税の年に一度の全青税秋季シンポジウムが開催されます。すでに会員の皆様に案内が届いていると思いますが、多くの会員の参加により、活発な討論会が開かれることを切に希望致します。

分科会テーマは下記のとおりです。

第1日 分科会（土曜日13:30～17:30）

〔制度テーマ〕

- 土地税制（全青法対策部）

〔実務テーマ〕

- 海外子会社の法律と税務（東京青税）
- 納税者に喜ばれ且つ相当な報酬を頂く為の

相続税申告システムの確立について（埼玉青税）

- 海外不動産投資とその形態と税理士の果す役割（名古屋青税）

第2日 分科会（日曜日9:00～12:00）

〔制度テーマ〕

- 法定外資料の実態と問題点（近畿青税）

〔実務テーマ〕

- 一人医療法人、是か非か!!（神奈川青税）

特別企画（土曜日19:00～）

若手もベテランも“大いに語ろう！青税仲間と”

〔追加連絡事項〕

拡大土地税制対策委員会

日時：平成2年11月16日(金) 13:00～17:00

場所：名古屋税理士会税理士会館

土地税制並びに土地保有税について、全青の正式な見解を表明するために、政府税調の最終報告をもとにその内容を検討し批判を行って行きたいと思ひます。

拡大税務行政適正手続対策委員会

日時：平成2年11月18日(日) 13:00～15:00

場所：愛知県労働者研修センター

（秋季シンポジウム終了後に行います。）

税務行政適正手続について勉強会を開催致します。多くの会員の活発な御意見を希望します。

＼の都合を優先した解釈であるかを認識するためにも、これらの収録してあります。

当該小冊子に収録されている各資料が、会員諸兄の、国民の立場にたった新たな税理士法改正に対する認識の高揚の一助になることを願うものであります。

当該小冊子「青税版・税理士業務必携」購入希望の方は、各単位青税の事務局まで電話・FAXにて申し込み下さい。

目次抜粋

- 税理士法
- 税理士法施行令
- 税理士法改正に関する基本要綱
- 税務運営方針（国税庁編）
- 税務調査の法律的知識（国税庁編）
- 「税務調査の法律的知識」に対する意見（東京税理士会）
- シャウブ勧告における「税理士制度」
- 参考法律・参考資料

さっぽろ大会 スナップ集



△大会実行委員一同



△どさんこ太鼓



△「青税二世、勢揃い」



◁盛況の懇親会場



◁一杯いかがですか



▷家族揃って楽しい食事



観光ツアー

